

「二級河川日向川水系河川整備計画」素案への意見募集の結果

「二級河川日向川水系河川整備計画」※素案について、県民の皆さんからの御意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。貴重な御意見をありがとうございました。
県民の皆さんからいただいた御意見(住民公聴会及びパブリック・コメント)及び学識経験者からいただいた御意見を考慮して、国土交通省へ認可申請する「二級河川日向川水系河川整備計画」案を作成しました。
今後とも、河川整備への御理解と御協力をお願いします。

※ 令和6年7月の大雨により家屋浸水や農地冠水、河岸侵食や橋梁損壊等の甚大な被害が生じた荒瀬川(酒田市)について、再度災害防止のための改良復旧(河川整備)を実施するにあたり、「二級河川日向川水系河川整備計画」を定めるもの

1 意見募集期間

令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)

2 提出された意見の件数

10件(意見提出者2名)

3 提出された意見 及び 意見に対する県の考え方

番号	項目	該当頁	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	1.3.1整備目標の基本的な考え方	P12	・整備目標の基本的な考え方は、川が本来の営みを生かすことが原点であり、それはサクラマスやアユが行き交う河川を取り戻すことである。	・多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の提供、うるおいとやすらぎの水辺を有する豊かな「環境」のバランスのとれた保全と利用のため、自然との共生を目指すとした考え方に基づき、日向川水系流域の自然環境、動植物及び周辺環境との共生を図りながら治水対策に取り組んでまいります。
2	1.3.5流水の正常な機能の維持に関する目標	P13	・「日向橋で4m3/sの確保に努める」とあるが、水利流量を含めても原則として最低限度保証すべき目標流量であるべきだ。 ・農業用水等の利水は承知しているが、渇水や洪水に備えて、上流部でのさらなるため池整備なども計画に求める。それでも不足する場合は圃場の転作など、農業者と水利権の調整も必要と思う。	・正常流量については、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持、景観等を考慮し、基準地点となる日向橋での維持流量と水利流量の双方を満足する流量として算定しております。 ・新たな水源開発は、利水者の判断となりますが、開発計画の立案にあたり、河川管理者や流域の利水者との調整が必要となります。 ・洪水時や渇水時に河川管理施設が機能を発揮できるように、河川管理者として、河川巡視や点検等を実施し、関係機関等との連携を図りながら、適切な河川の維持管理に努めてまいります。
3	2.1.1河川工事の目的	P15	・ダムをつくれない河川に託された治水対策は多岐にわたるが、できるだけ伝統工法を採り入れてほしい。安全な川辺をつくり、川と親しく付き合う暮らしを期待する。	・工事を行う河川については、治水・利水・河川環境の調和を基本とし、自然環境の保全・復元のため、多自然川づくりを実施するとともに、河川利用環境の創出を図ってまいります。 ・併せて、地域住民と河川の「豊かなふれあい空間」として、川に学ぶ自然学習の場や親水に配慮した河川空間を整備していくこととしております。
4	2.1.3災害復旧及び局所的な対応	P18	・荒瀬川の改良復旧にあたっては、やみくもに堤防を嵩上げするのではなく、被災原因に応じた対策をお願いする。特に観音寺地区では、河道部の土砂の掘削によって流下断面を確保してほしい。	・荒瀬川の河川整備では、河床を深く掘り下げた場合、多くの橋梁や取水施設の改修が必要となり、河川整備に長い期間を要することになります。整備に当たっては、現況の流下能力、河川法線、縦断計画、河川背後の土地利用状況等を勘案し河道掘削(河床掘削や河道拡幅)や堤防整備による治水対策に取り組んでまいります。 ・河川整備による流下能力向上と併せ、砂防・治山等の関係者と連携し、土砂・流木対策が推進されるよう努めてまいります。

番号	項目	該当頁	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
5	2.1.3災害復旧及び局所的な対応	P18	・全体の流水量をシュミレーションし、上流部の屈曲部を直線にしたり、日向川との合流部の流況を改善する対策をとってほしい。	・河川法では、治水・利水・環境に配慮した河川整備を行うことが定められています。このため、自然環境の保全・復元の観点から、河川の湾曲部を直線形状に改修するショートカットはできるだけ行わず、「現況流路を基本とした法線」とすることとしております。 ・なお、著しい屈曲部の内側を拡幅することによる蛇行の是正や、河岸侵食を受けた箇所川幅を拡幅するなど、洪水の水位を下げる対策を検討してまいります。
6	2.1.3災害復旧及び局所的な対応	P18	・観音寺地区より上流又は下流部に遊水池を数か所つくり、増水時には一時的に洪水をため込めるようにしてほしい。	・洪水を一時的に貯め込み下流の水位上昇を抑える効果のある「遊水地」について検討したものの、荒瀬川は山間部を流れる急流河川であり、十分な水位抑制効果を有する遊水地の容量を確保することは困難であると考えております。
7	2.2.2河川維持の種類及び施工の場所	P19	・現状では、河原を畑として利用したり、増水時に障害になる物置などを設置する人がいるが、増水時の流下断面の確保を図るためにも、こうした無断使用に対して厳重な措置をとって欲しい。	・河川敷地を使用する場合は、自由使用の場合を除き、河川管理者の許可が必要となります。また河川内の私有地についても一定の軽易な行為を除き、河川管理者の許可が必要となります。 ・河川区域内の散乱ゴミ等、不法投棄や不法占用対策についても適切な措置を講じてまいります。
8	2.3.4流域治水の推進	P20	・内水についても抜本的な対策が求められる。	・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策、いわゆる「流域治水」への転換を進めております。河川整備と併せ、内水対策も含め、関係機関等が連携し、ハード・ソフト一体となった対策を進めてまいります。
9	2.3.4流域治水の推進	P20	・昨今の気候変動は、積雪が減り、降雨で春先に流出し、慢性的な水不足、早魃と豪雨など、治水、利水に不都合が生じている。これまで以上に年間の水収支は厳しい情勢である。持続可能な最適解を期待する。	・河川の適正な利用及び正常な機能の維持については、日向川の水に関わる人々や地域住民、関係機関との情報の共有化及び連携に努めるなど、広域的かつ合理的な水利用の促進を図ってまいります。 ・治水対策については、河川の流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策、いわゆる「流域治水」への転換を進め、市町、関係機関等と連携し、ハード・ソフト一体となった対策を進めてまいります。
10	2.3.4流域治水の推進	P20	・山間地に造成した農地も下流に土砂災害を起こしている。 ・河川整備は20年間の計画としているが、並行して実施される治山事業は、効果が出るまでさらに時間がかかる。砂防堰堤を整備することで対策が完了するものではない。	・令和6年7月洪水では、上流域から流出してきた土砂や流木を伴った洪水が発生したことから、砂防や治山等の関係者と連携し、土砂・流木対策についても推進されるよう努めてまいります。